

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

芸西村

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 芸西村全域

#### (1) 現況

本地域は、高知県東部に位置し、中央を和食川とその支流の長谷川が流れ、河口近くで約300haの平野を形成している。南は雄大な太平洋に面し、北を山々に囲まれ、年間を通して温暖な気候に恵まれた場所であり、ビニールハウスによる施設園芸が盛んで、ピーマン、ナスや花きなど豊富な特産物を有している。また、一部の急傾斜地域でも稲作や花き園芸が行われているが、過疎化が進んでいることから、「農道・水路等の地域資源の基礎的保全活動や質的な向上を図る共同活動及び施設の長寿命化の活動」「農業生産活動を将来に向けて維持するための活動」「環境保全型農業の取組」など、多面的機能が適切に発揮される取組が必要である。

#### (2) 目標

本地域では、多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、地域共同による保全管理体制の拡充・強化や長寿命化に向けた地域ぐるみでの取組などにより法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進する。また、本地域の中山間地域等の条件不利地域においては、集落協定や農業者などの合意形成による集落営農の取組などにより法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、農業生産活動の継続的な実施を支援する。併せて、法第3条第3項第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着を図る。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

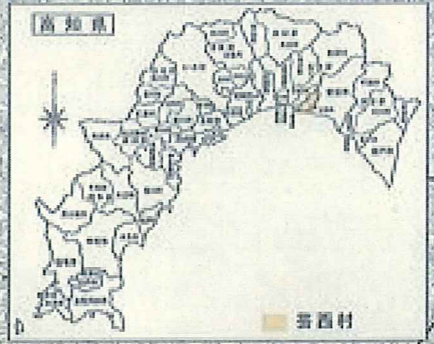
	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	芸西村全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域





設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

# 芸西村促進計画区域図



## 凡例

	1号事業の計画区域
	1号事業、2号事業の計画区域
	3号事業の計画区域 (農業振興地域内に 存する全ての農地)
	農業振興地域界

